

2019年12月

令和二年個人情報保護法改正に向けて ～個人情報保護法コンプライアンスの改正対応ポイント～

2019年11月29日、個人情報保護委員会から「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（骨子）」（以下、「個情法改正骨子」といいます）がリリースされました。

令和二年改正個人情報保護法の条文案の内容を把握できるのはまだまだ先ですが、個情法改正骨子を見る限り、単に各社の個人情報保護規程等を修正すれば足りるというものではなく、運用面も含めて相応の改正対応が求められることが予想されます。さらには、おそらく、4月という年度を跨いでの準備・対応を迫られることになるでしょう。

そこで、令和二年の個人情報保護法の改正に向けて、現時点から対応しなければならない事項を洗い出し、体制や予算の確保に向けての準備を始めることが望ましいのではないのでしょうか。

本ニュースレターでは、個情法改正骨子を踏まえ、令和二年個人情報保護法の改正に向けて各社の個人情報保護法コンプライアンスにおいて対応しなければならないポイントについて解説します。

1 「保有個人データに関する事項の公表」が変わる ～「保有個人データ」の範囲拡大&公表事項の充実化～

個情法改正骨子¹によれば、現行の個人情報保護法（以下、「現行個情法」といいます）において「保有個人データ」の範囲から除かれている、6か月以内に消去することとなるデータ（現行個情法2条7項・政令5条、以下、「短期保存データ」といいます）につ

いても、保存期間に関係なく、「保有個人データ」に含めることになるとのことです（I-3参照）。

よって、短期保存データか否かに関係なく、公表義務（現行個情法27条）の対象となります。さらには、開示等請求の対象にもなります（下記2参照）。

加えて、個情法改正骨子Ⅲ-2によれば、公表義務自体も充実化を図るとのことで、公表事項として、少なくとも、「個人情報の取扱体制」、「講じている措置の内容」、「保有個人データの処理の方法」が追加される予定とのことです。

これは、非常に大きな改正対応が迫られていると言えるでしょう。

すなわち、個人情報の取扱体制や措置の内容、処理の方法についても公表しなければならないとなると、当然に公表した内容と実態とが乖離していることは許されませんから、各社における保有個人データごとに、体制、措置及び処理の方法について洗い出す、いわゆるデータマッピングのような作業をして、公表に備えなければなりません。

特に、個人情報取扱規程等の内部ルールと実際の運用とが異なっていて、個人情報保護法コンプライアンスの見直しを検討中というような企業においては、さらなる実態の把握・分析・改善といったPDCAサイクルの実施が求められるかもしれません。

2 開示等請求に備える ～いわゆるデータポータビリティ権～

現行個情法では、ご存じのとおり、利用目的制限違反または適正な取得違反のいずれかの違反事由がない限り、本人は、保有個人データの利用停止等を求めることができませんし（現行個情法30条、16条、17条）、第三者提供についても、制限等違反のない限り、提供の停止を請求できません（現行個情法30条

【本号監修・執筆者（弁護士）】

生田 美弥子 (mikuta@kitahama.or.jp)
阿久津 匡美 (makutsu@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

3項、23条1項、24条)。もちろん、現行個情法を超えて、個人情報保護の姿勢を明らかにするために、自発的に、これら違反事由がなくても請求があれば利用停止等に応えるという対応をしている企業も見受けられます。

個情法改正骨子によれば、利用停止等の請求の要件が緩和されるとのことです（I-1）。おそらく、違反事由がなくても、本人からの求めに応じて利用停止等を行わなければならないという方向に改正されるのではないのでしょうか。

さらには、開示請求についても、開示方法を本人が指示できるようになり、電磁的記録としての提供も開示方法に含まれることになるということです（I-1）。

これは、いわゆるデータポータビリティ権が日本の個人情報保護法にも導入されると言えるでしょう。

企業にとっては、現行の開示等請求の対応体制を見直し、充実化させて運用しなければならなくなりますので、ある程度のヒト・モノ・カネの確保が必要になるのではないのでしょうか。

3 新たな規制対象はクッキー（Cookie）だけではない～クッキー以外のやり取りも要注意～

令和二年の個情法改正については、クッキーも規制対象となると報じる記事が散見されますが、新たな規制対象はクッキーだけではありません。

個情法改正骨子Ⅳ-2によれば、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報」について第三者提供の制限がなされるとのことです。

現状、クッキーに限らず、さまざまな技術（テック）を用いて、情報を集約・統合し個人と紐づけて活用するということが行われています。また、自社は常に提供先／提供元といったように役割が固定化されている企業ばかりではなく、この取引では受領者側で、あちらの取引では提供者側と、データ取引において様々な顔を持っている企業も増えてきています。

今一度、自社のデータ取引を見直し、提供をしているのであれば提供先で個人データとなることが明らかなのかを確認し、また、データを受領して個人データと集約・統合し個人と紐づけて利用しているのであれば、当該データ取引をピックアップして、個情法の改正に備える必要があります。

技術の進化が著しいことは中間整理¹⁾でも指摘されていたことですので、クッキーといった特定の技術に着

目するのではなく、「提供先において個人データとなることが明らかな情報」か否かといった基準に着目して、データ取引を整理・検討することがポイントと言えるでしょう。

4 オフショア企業の利用も要注意～国名等についても本人同意の判断材料に～

大量の個人情報を取り扱う企業においては、海外の企業に個人情報の取扱いを委託しているところも多いのではないのでしょうか。

このような外国にある第三者の個人データの提供については、本人への情報提供の充実化等のため、「移転先国の名称」や「個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱い」についても、本人に情報提供する必要が生じます（個情法改正骨子Ⅵ-2）。

5 漏えい等（漏えい、滅失または毀損）時における個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化

現行個情法では、個人情報の漏えい等を個人情報保護委員会に報告することは努力義務であり、各社の判断に任されていました（通則ガイドライン）。また、漏えい等により影響を受ける可能性のある本人への連絡についても、「望ましい」とのことで義務化はされていませんでした（平成29年個人情報保護委員会告示第1号ⁱⁱ⁾）。

しかし、個情法改正骨子Ⅱ-1によれば、一定数・一定の種類の漏えい等については、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されるとのことです。

そこで、各社においては、義務化の基準（数量・類型）の具体的な内容がどうなるかウォッチしつつ、万一に備えた報告・連絡体制が準備できているか、点検が必要になると言えるでしょう。

6 トレーサビリティの強化、「仮名化情報」の創設、その他の改正事項

委託や共同利用等の場合を除いて、個人データの第三者提供時・受領時の記録が義務付けられています（トレーサビリティ）、当該記録も、本人からの開示請求の対象となるということです（個情法改正骨子Ⅰ-4）。

また、新たに「仮名化情報」が導入されるとのことです（個情法改正骨子Ⅳ-1）。中間整理において、個人情報と匿名加工情報の中間的な規律と言われていた

「仮名化」と同旨と思われる。新しいデータビジネスのチャンスになるかもしれません。

加えて、法人重科も含めて法定刑の見直しもなされるということです（個情法改正骨子Ⅴ）。

他方、一元化を含めた在り方等の「議論を進める」とのことで、令和二年改正の対象事項ということではありませんが、ついに地方公共団体の個人情報保護制度についても議論が始まるとのことです（個情法改正骨子Ⅶ-2）。

条例の内容がバラバラで各地方公共団体の規制内容をリサーチして対応することにコストをかけることを強いられるという現状も、数年後には改善されるようになるかもしれません。

7 気になる経過措置（すでに取り扱っている個人情報も対象となるのか）

このように令和二年個情法改正については、相応の改正対応が必要となることが予想されますが、個情法

改正骨子の限りでは、改正個情法の適用に関する経過措置の内容は明らかにはなっていません。

すでに取り扱っている個人情報についても改正対応を迫られるか否かは、企業にとって分水嶺と言えます。

個情法改正骨子からは明らかではありませんが、当該骨子の内容や経緯・理由を見る限り、おそらく現行個情法下ですすでに取り扱っている個人情報についても、これら改正対応を求められるのではないのでしょうか。

本ニュースレターでは、個人情報保護法の改正動向が具体化していくのにあわせ、引き続き、情報提供をしていきたいと思っております。

以上

ⁱ <https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191129/>
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191129_houdou_koshi.pdf

ⁱⁱ 中間整理 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf)

ⁱⁱⁱ 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について (<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>)